

令和3年第3回北海道議会定例会 代表質問

開催年月日 令和3年(2021年)9月17日(金)

質問者 民主・道民会議 北口 雄幸 議員

答弁者 知 事 鈴木 直道

○北口雄幸議員

本定例会において、ヤングケアラーの調査結果が報告されました。

調査については評価できるものの、ヤングケアラーの支援に向けた国のプロジェクトチームの報告にもあるように「必要な支援策の推進」が早急に求められております。

道教委は「子どもが家庭環境などに関わる気づきや悩みを相談できる校内体制の整備を進める」としておりますが、ヤングケアラーの専門家は、子どもたちが「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへ相談することはハードルが高い」と指摘しております。

児童生徒たちが、現在、配布されている「タブレット」等で安心して相談できる体制を構築すべきと考えますが、知事並びに教育長の所見を伺います。

また、明らかになった課題に対しては、早急な対応が必要でございます。

支援策も含めてどう取り組んでいくのか、併せて伺います。

○鈴木直道知事

ヤングケアラーへの支援についてであります。先般、道が道教委と連携をして実施した実態調査では、多くの生徒や学校側のヤングケアラーへの理解度が低いことや、家族の世話をしている子どもたちの多くが、勉強時間や自由な時間を確保できないなどの悩みを抱えながらも、ご自身にその自覚がなく、誰にも相談した経験がないことなどの現状が明らかとなったところであり、改めて、ヤングケアラーに対する道民全体の認知度を向上させるとともに、それぞれの事情に即した支援に取り組むことが必要と考えています。

道としては、ヤングケアラーの早期発見や適切な支援につなげていくため、スクールカウンセラーをはじめ、支援の窓口となる人材の資質向上や、子どもの居場所を活用した学習支援などの取組を進めるとともに、今後、ケアラー支援のための条例について、年度内の制定に向けた作業を進めるほか、国の動きとも連動し、実効性のある支援策を検討するなどして、全てのケアラーと、そのご家族を社会全体で支え、誰もが希望をもって生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

○北口雄幸議員

知事はケアラー支援のための条例制定に向けて、年度内に作業を進めると答弁されましたが、今、相談できずに支援を求めているヤングケアラーに対しての相談受付体制の充実は当然として、相談後の確実な支援につながるための具体の対策が急がれます。

再度、知事の所見を伺います。

また、教育長からは、自宅や学校の端末からアクセスできる相談窓口を周知しているとの答弁がありましたが、私立学校の生徒等へは周知されていません。早急な改善を指摘しておきます。

○鈴木直道知事

ヤングケアラー支援に係る今後の取組についてであります。道では、先日の調査結果の分析や有識者会議での議論を踏まえ、今後、実効性のある施策を検討していくこととしておりますが、ヤングケアラーの多くが、自らの状況を相談した経験がないということから、子どもたちの声を聴き、必要な支援に結びつけていくためにも、まずは、関係者が現状を理解することが大変重要であります。

道としては、条例の制定を通じケアラーを支える意識を醸成するとともに、在宅介護支援センターや障がい者相談事業所などに対し、先般の実態調査の結果や有識者会議の議論の経過のほか、実際に支援に結びついた好事例を情報提供するなどして、悩みを抱える子どもたちへの具体の支援に結びつけることができるよう実施可能なものから早急に取組を進めてまいります。

○北口雄幸議員

次にヤングケアラーに関し、道が初めて行った調査では中学生で26人に1人に上ることが判明いたしました。

こうした子ども達の事情に寄り添った具体的な支援策を講じることが、今、まさに求められているのです。

実施可能なものから取り組むとの答弁どおり、スピード感を持って取り組む必要があります。

当事者が抱える課題は、家族等のケアと言う直接的なご苦労のみならず、社会的な孤立など、多岐にわたることからすると、必要な支援についても大きな機関が関わるようなことも想定されます。

様々な観点から、ヤングケアラーの皆さんの負担を軽減するよう最後に指摘をし、以上で私の質問を終わります。